

具体的な取組案（事業者向け施策）

1 現状

- 条例第7条で、市及び事業者による合理的配慮の提供を義務化している。（東京都障害者差別解消条例と同様。障害者差別解消法では努力義務であったが、令和3年5月の法改正により義務化された（公布後3年以内に施行）。）

2 課題

- 事業所による合理的配慮の提供について、事業者へ周知・啓発を図るとともに、事業者が合理的配慮を提供しやすい環境を整えることが課題となっている。
- 「令和2年度多摩市障がい者生活実態調査」では、身体障がいのある方の21.7%が「建物・道路などのバリアフリー化」が必要と回答している。具体的には、「道路の段差や解消や歩道の整備」が30.5%、「建物内のスロープやエレベーターの設置」(25.4%)と高い。

3 具体的な取組案

- 事業者による合理的配慮の提供を支援する助成制度を創設してはどうか。その際、市が実施する差別解消・障害理解の取組に協力することを助成条件としてはどうか。

（助成対象）

事業者、自治会などの地域団体、市民活動団体

（助成メニュー）

- (1) 工事の施工（簡易スロープや手すりなどの工事の施工）
- (2) 備品の購入（折りたたみ式スロープ、筆談ボードなど）
- (3) 物品の購入（コミュニケーションボード、筆談ボードなど）

（助成条件）

市が実施する差別解消・障害理解の取組に協力すること

(参考) 他自治体の実施状況

No	自治体	助成対象	助成メニュー、助成上限額	備考
1	調布市	・民間事業者	①段差解消工事 ⇒助成上限 50 万円（助成率 4/5 ） ②段差解消備品購入 ⇒助成上限 15 万円（助成率 4/5） ③写真付きメニュー，コミュニケーションボード作成等の 消耗品購入など ⇒助成上限 5 万円（助成率 10/10）	商工会を通じて実施。パラリンピック開催を契機に創設した事業のため令和3年度までの時限事業の予定。
2	日野市	・民間事業者 ・自治会などの 地域団体 ・市民活動団体	①段差解消工事、手すり設置工事、トイレ工事など ⇒助成上限 20 万円（助成率 2/3） ②コミュニケーションボード、筆談ボード、サインの購入など ⇒助成上限 3 万円（助成率 10/10）	—
3	兵庫県 明石市	・民間事業者 ・自治会などの 地域団体 ・市民活動団体	①工事の施工（簡易スロープや手すりなどの工事の施工） ⇒助成上限 20 万円 ②備品の購入（折りたたみ式スロープなど） ⇒助成上限 10 万円 ③物品 （点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど） ⇒助成上限 5 万円	—